# 横浜市立高田川学校いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定

#### いじめ防止に向けた学校の考え方 1

いじめの定義

#### ≪いじめの定義≫

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為 の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめを防止するための基本的な方向性

- ◆いじめの未然防止◆ ・だれもが安心して学校生活が送れるように、全職員でいじめは絶対に許さ れないという認識のもと指導・支援にあたる。
  - ・楽しい授業、分かる授業、子どもが主体的に参加・活躍できるような授業 づくりや集団づくりを行い、子どもたちの達成感、自己有用感を育んでい
  - 豊かな心の育成のため、人権教育年間計画や道徳教育年間計画を始め、学 校教育活動全体を通じて、教員の資質向上のための取組計画を具体的盛り 込む。教育課程の中に、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を取り入 れ、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを目指す。
- ◆早期発見・早期対応◆・たかたっ子ルールを全校共通のものとし、指導体制を整える。いじめを見 逃さないための教職員の資質向上を図る。
  - •毎月一回の児童理解の中で、児童の言動で気になることを提示し、全職員 の共通理解を図る。
  - 人権週間を中心にいじめ解決一斉キャンペーンを実施し、学校生活に関す るアンケートなどを定期的に行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整え
  - ・スクールカウンセラーやコンサルテーションなど、教育相談体制の充実を 図る。

- 年度末に高学年対象で行っていた情報モラル教育を、年度当初に移行し、 全学年、全保護者を対象に実施し、ネット上でのいじめの早期発見、早期 対応に努めるとともに保護者への啓発を図る。
- ◆適切な対処・措置◆ ・定期的に授業を公開し、開かれた学校づくりを目指し、児童間、保護者や 地域との信頼関係を確立していく。
  - ・いじめ防止対策委員会を中核とし、いじめの通報を受けた場合には速やかに対応にあたる。(被害児童を守る。加害児童には毅然とした態度で指導。)
  - 必要に応じて、児童相談所や警察など関係機関とも連携を強化していく。

## 学校いじめ防止基本方針の目的

- ◆あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ◆子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ◆いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、 情報を共有しながら指導にあたる。
- ◆いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に 努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ◆相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、 学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

#### 組織の構成

【いじめ防止対策委員会の設置】

- 学校長をリーダーに、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭を構成員とする。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。(S・C や SSW)

#### 組織の役割

- いじめの事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。(情報の収集、記録、対応の役割分担を明確にする。)

#### 年間計画

- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成を行う。
- ・学校生活に関するアンケートを定期的に行う。(学期に 1 回…7 月と 12 月)必要に応じて年度末の3月に行い、学級集団の現状を把握し学級編成に生かす。
- アンケートに関しては、PDCA サイクルでの検証を行う。
- 各クラスの実態に応じて、リハセンターのコンサルテーションを実施する。
- ・いじめ防止に向けて職員研修を行う。

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### いじめ防止への取組

- ・児童の豊かな心の育成と心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に 資することをふまえて、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図る。
- ・各教科、領域において、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を図るため、年間計画に位置づけをする。
- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団作りを行う。(主体的に話し合える機会を意図的に設けていく。)

#### いじめの早期発見

- 児童及び保護者、及び教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。(スクールカウンセラー体制の整備、相談箱の設置など)
- ・定期的なアンケートやいじめ解決一斉キャンペーンを実施し、PDCA サイクルで検証を行う。
- ・ネットを通じたいじめへの対応として、年度当初に全校児童及び保護者に対して情報モラル教育を 行い、ネットトラブル被害の重大さや悲惨さを児童に理解させ、その未然防止のための保護者への 啓発を図る。

#### いじめに対する措置

- ・いじめが起きた場合、もしくはその疑いがあると認められた場合は、被害児童の安全を確保するとともに、対策委員会を中核に情報の収集を行い、加害児童に対して、適切かつ継続的に指導・支援するための適切な措置を講じる。
- ・いじめの中でも犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものに関しては、警察と連携して対応にあたる。

#### 研修

• 教職員に対して、いじめ防止に関する研修の実施、資質向上に必要な措置をとる。(教職員向け手引きを活用した教職員への研修、児童支援専任の研修、人権教育推進者担当者及び道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修を行う。)

#### 学校運営協議会等の活用

・保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や「地区懇談会」等を活用し、いじめ の問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 4 重大事態への対応

## 重大事態の報告

・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。 重大事態…(児童の自殺、身体に障害を負う、金品等の被害を被る、精神性の疾患を発症) ただし、児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「いじめの結果 ではない」と判断しても、重大事態ととらえる必要がある。

## 重大事態の調査

- •「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を 実施する。調査結果は教育委員会へ報告する。
- ・いじめが「いつ」「だれから」「どのように行われたのか」「いじめの背景としての問題点」など、事 実関係を明らかにするとともに、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を網羅的 に明確にしておく。

## 児童生徒、保護者への報告

・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。 ただし、情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に 十分配慮し、適切に提供する。

## 5 相談窓口

## 高田小学校 045-591-0700

一般教育相談(横浜市教育相談センター)・・・045-671-3726

• いじめ 110番(24時間受け付け) • • • 0120-671-388

横浜市青少年相談センター・・・045-260-6615

電話児童相談室・・・045-260-4152

北部児童相談所・・・045-948-2441

横浜いのちの電話(24時間受け付け)・・・045-335-4343

・こどもの人権110番 ・・・0120-007-110

